

広島県学びの变革環境充実奨学金の御案内

広島県高等学校等学びの变革環境充実奨学金は、保護者等全員の住民税所得割が非課税の世帯の生徒を対象に、高等学校等での授業で使用する生徒用ＩＣＴ端末等を保護者等の負担で購入等する場合に、その費用を支援する制度です。

この奨学金は、給付であり返済する必要はありません。

毎年7月以降に対象者のみ申請手続が必要になります（対象者については、学校又は県教育委員会から申請案内等を配付する予定です。）。

制度の概要は、次のとおりです。

給付対象者	次の2つの要件のいずれも満たす者 ☑ 広島県内の高等学校等に在学する生徒であり、授業等で使用する生徒用ＩＣＴ端末等を保護者等の負担により購入等すること ☑ 保護者等全員の住民税所得割額（都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合計額）が非課税の世帯又は生活保護受給世帯であること
対象経費	保護者等が負担した生徒用ＩＣＴ端末の購入費用及び通信費 ^(※) (※) 上限額（下記参照）の範囲内であれば、保証料、セキュリティソフト等の経費も含むことができます。
1回の給付額	対象経費を修業年限（卒業までの年数）で除した額 ^(※) （上限あり） 上限額 修業年限が3年（全日制等）の場合 35,000円/回（年） 修業年限が4年（定時制等）の場合 29,500円/回（年） (※) 対象経費のうち月額等で負担している費用は、当該年度中に負担する額
給付方法	年1回、指定された口座に振り込み



※ この奨学金を申請する場合には、金額の内訳が分かる書類（レシート等）が必要となります。今年度申請しない場合でも、来年度以降、申請することとなる場合もありますので、レシート等は卒業まで大切に保管しておいてください（申請書にレシート等が添付されていない場合は、給付できません。）。

※ 生活保護受給世帯の生徒については、ＩＣＴ端末費用が生活保護費（生業扶助〔教材代〕）の支給対象となる場合がありますので、管轄の福祉事務所に御相談ください。

制度を利用するためには、毎年、申請が必要です。

今年度、給付対象となった方でも、翌年度以降、当該年度の課税状況によっては、給付対象とならない場合があります。

給付対象の可能性のある方に対して、毎年7月以降、詳細な御案内と申請書等を配付します。

不明な点があれば、各学校又は広島県教育委員会教育支援推進課
企画調整係【電話(082)513-4996】へお問い合わせください。